

### III 都市づくりの基本計画（分野別整備の方針）

#### 1. 市街地の整備方針

##### 1-1 基本的考え方

本市の市街化区域1,338haのうち、32.9%にあたる区域で土地区画整理事業による面的整備が既に完了し、街路や公園などの都市基盤が整い、緑豊かで良好な市街地が形成されています。しかし、これらの面的整備が進んだ地区においても、未利用地・遊休地として放置されている箇所が見られ、中心市街地とその周辺では居住人口の郊外流出などによる空洞化傾向も見られることから、これらの土地について有効利用を図る必要があります。

一方、旧街道沿いなどの古くから住宅が密集している地区では、人口減少・高齢化の進行するなか細街路や老朽住宅が残されており、都市基盤の整備が遅れている地区があります。

このような状況をふまえ、土地利用の基本方向に則した地域地区の適切な指定、地区計画制度、建築協定、任意のまちづくり協定等の活用や、建築行為・開発行為等の適切な誘導・指導及び事業推進にあたっての関係機関との適切な連携など、それぞれの地域特性や事業の性格に応じて、多様な手法を活用し、あらゆる人にとっての暮らしやすさが確保された、安全・安心な市街地の形成を推進します。

##### 1-2 整備方針

###### (1)既成市街地の整備

###### 1) 中心市街地

- ①鳴門駅周辺地区については、本市を代表する「まちの顔」としての良好な中心市街地の形成を推進します。特に、公共交通の発着点である鳴門駅周辺においては、徒歩や自転車での利用を前提とした各拠点施設の利便性の向上を図りながら、良好な市街地の形成に努めます。
- ②商業系と住宅系の混在した土地利用となっている地区については、住環境の改善を進め、生活利便性の高い地域として、土地の高度利用と街なか居住を推進します。

###### 2) 区画整理済み市街地

- ①区画整理事業によって整備された市街地においても、換地処分からかなりの年月が経過し、街路等の経年劣化がみされることから、計画的な維持管理に努めることにより良好な市街地の形成に努めます。
- ②未利用地・遊休地において、宅地分譲等の開発が予定される場合については、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

###### 3) 未整備密集市街地

- ①林崎・岡崎地区、木津地区、高島地区などの古くから住宅が密集している地区については、安全で安心な住宅地を確保するという観点から、セットバックによる細街路の道路拡幅や、ポケットパークの整備等防災機能の向上により、居住環境の改善を進めます。その際は、地区住民の意向をふまえ、その地区の持つ町並みや歴史的な建築物、自然環境との調和に配慮します。

## (2)新市街地の整備

大規模な宅地分譲等の開発が予定される場合については、建築協定や地区計画制度の活用等により、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

## 2. 道路・交通網の整備方針

### 2-1 基本的考え方

道路は、都市としての活力を育み、地域間の交流をうながす機能を担います。このため、本市の将来都市構造をふまえ、都市間及び拠点間を結ぶ高規格道路、広域幹線道路、域内幹線道路等の整備を促進するとともに、すべての人にとっての快適さが確保され、安心して円滑に移動できる道路環境の整備に努めます。

公共交通は、自家用車の普及などを背景として年々利用者数が減少しています。一方、少子高齢の進展や世帯構造の変化に伴い、交通弱者の増加が予測されており、今後の都市づくりにとって公共交通は重要な役割を担っていくことが期待されます。このため、高齢になっても過度に自動車に依存することなく、安心して暮らせるよう、効率的に利用しやすい公共交通体系の確立を推進します。

### 2-2 整備方針

#### (1)道路網の整備

##### 1) 高規格道路

高規格道路は、広域にわたる都市間を連携する役割を担っています。本市には、近畿圏と四国を結ぶ本州四国連絡道路、四国内の都市を結ぶ四国横断自動車道が整備されています。そのうち、現在整備中である四国横断自動車道阿南～鳴門間については、早期完成を関係機関に要請するとともに、周辺対策については、地元と協議しながら、国・県と協調して整備を進めます。

市内には、広域交通の拠点として重要な役割を担う鳴門北インターチェンジ、鳴門インターチェンジ、鳴門西パーキングエリアが設置されており、現在、四国横断自動車道阿南～鳴門間の整備に合わせ、鳴門ジャンクションが建設中です。このうち、鳴門西パーキングエリアについては、鳴門公園地区からのアクセス向上や、地域経済の活性化を推進するため、関係機関と協議しながらスマートインターチェンジの導入に向けた検討を進めます。

##### 2) 広域幹線道路

広域幹線道路は、市街地や主要な拠点、隣接市町などを結び都市の骨格形成にとって、重要な道路であることから、主要な国道・県道を広域幹線道路として位置づけ、国・県と連携を図りながら整備を推進します。

国 道	11号、28号
県 道	鳴門池田線、北島池谷停車場線、桧藍住線、徳島鳴門線

##### 3) 域内幹線道路

地域間交通の軸となり域内の円滑な交流を確保するため、域内の幹線道路となる県道、都